

奈良県における取組

【担当省庁】内閣府



地方創生推進交付金のプロジェクト「新たな森林環境管理制度の導入と拠点整備」の一事業として、ご支援いただき心より感謝。

1. 令和2年4月 「奈良県更生支援の推進に関する条例」を施行 (都道府県で初の条例)

■ 条例の概要

【目的】

国の司法行政と地域の福祉を繋ぐ役割を県が自ら担い、罪に問われた者等が差別されることなく、誰もが地域の一員として包摂される社会を実現

【第13条】

- (1) 基本的施策の実施のため、法人(財団)を設立し、出所者を財団が直接雇用し、更生支援事業を行う
- (2) 雇用した者が企業等に就職した後、離職した場合においても、当該者の希望により再び支援を実施

■ 制定理由

更生支援の推進に関する基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、罪に問われた者等の円滑な社会復帰の促進及び共生のまちづくりの推進を図ろうとするもの。

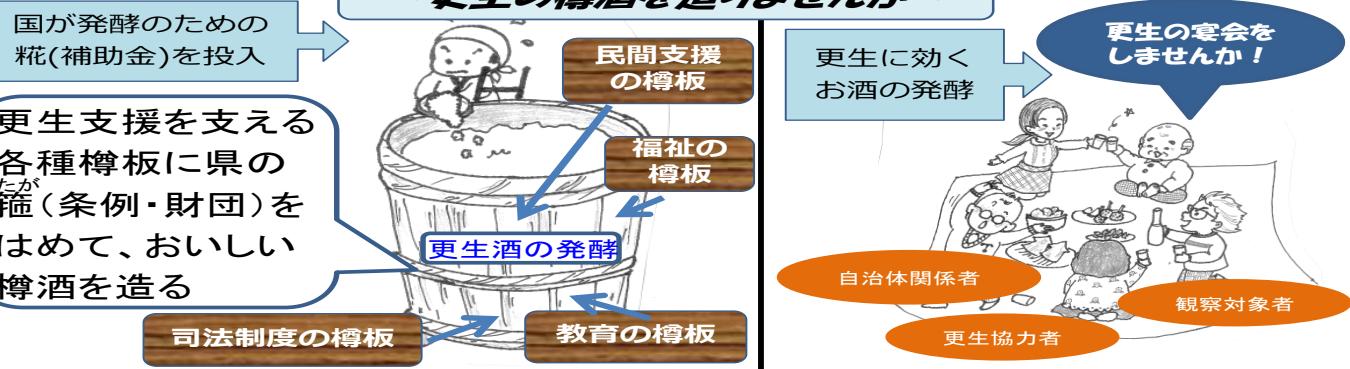
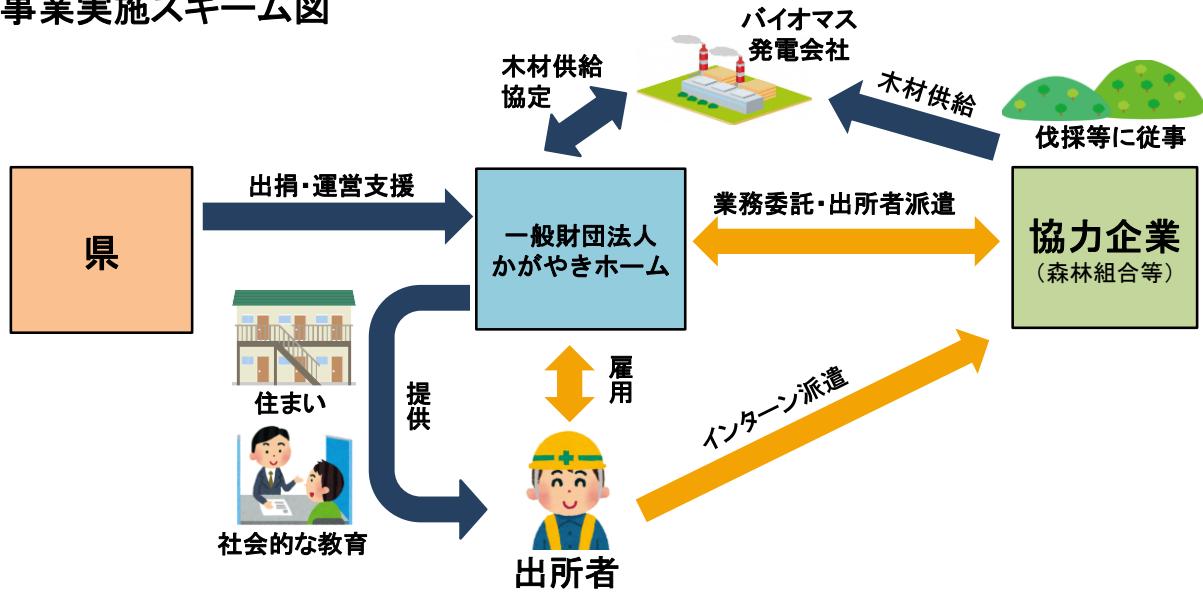
2. 令和2年7月 「一般財団法人 かがやきホーム」を設立 スプレンデンテ ファミーリア ～Splendente Famiglia NARA～ (全国初の取組)

■ 令和2年9月に出所者2名を財団で雇用し、更生支援事業を開始

- 就労の場を五條市森林組合とし、週4回の林業研修を実施
- 週1回、改善指導や五條地区更生保護女性会の御尽力により社会奉仕活動を実施
- 出所者に寄り添うための相談員を法務省の御協力をいただき採用
- さらに以下の取組を推進する予定
 - ・就労活動…民間企業の参画を得て有給インターン派遣を実施
 - ・住まいと生活の場の確保:廃校舎の活用等

■ 令和3年度も新たに2名を雇用。令和4年度も新たに4名を雇用する予定

■ 事業実施スキーム図



■ 今後の取組

- 令和4年度の新規採用
- 令和4年度の雇用に向けた住まいの確保、社会的な教育の拡充等
- 年齢や性別にかかわらず雇用できる新たな就労の場の確保

国にお願いすること

- 出所者が奈良県に居住し、就労することで、地域を活性化し、地方への新しいひとの流れや林業等の地域の担い手をつくる仕組みに対する地方創生推進交付金による支援の継続